

暫定税率の検討にあたっての視点

令和 7 年 1 1 月 5 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

暫定税率について

暫定税率について

- 基本税率 : 中長期的な観点から、内外価格差や真に必要な保護水準を勘案して設定される税率
- 暫定税率 : 政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正する税率

➡ 令和8年3月31日に適用期限が到来する412品目について延長等を検討する必要。

【暫定税率に係る令和8年度関税改正要望】

要望	対象品目	品目数
関税率・関税制度の維持	ナチュラルチーズ（プロセスチーズ原料用）、とうもろこし（コーンスターチ製造用等）、脱脂粉乳（学校等給食用、学校等給食用以外）、コメ、麦等（小麦、大麦）、牛肉、豚肉、紙巻きたばこ、バイオETBE 等	399品目
関税率の変更（引下げ）	加糖調製品	5品目
基本税率化	石油化学製品製造用の揮発油、灯油及び軽油	8品目
合 計		412品目

暫定税率設定品目（令和7年4月1日時点）

輸入自由化等内外の情勢の変化に対応して、国際的に約束した市場アクセス機会（輸入枠）の提供や需要者・消費者への安価な輸入品の供給の確保と、国内産業保護との調整を図るために、関税割当制度等が設けられている品目（枠内輸入）

ウルグアイ・ラウンド合意実施（1995年）以前に、関税割当制度を導入した品目

ナチュラルチーズ（プロセスチーズ原料用）、とうもろこし（コーンスターチ製造用等）、麦芽、無糖ココア調製品（チョコレート製造用）、トマトピューレー・トマトペースト（トマトケチャップ・トマトソース製造用）、パイナップル缶詰、皮革、革靴	64品目
---	------

ウルグアイ・ラウンド合意実施（1995年）に伴い、関税化前の輸入割当制度等の下で適用されていた税率による市場アクセス機会（輸入枠）を維持又は拡大するとともに、それを超える輸入に対して内外価格差に相当する高関税を設定した品目

関税割当品目 （割当てを受けて輸入されるもの）	脱脂粉乳（学校等給食用、学校等給食用以外）、無糖れん乳、ホエイ等（無機質濃縮ホエイ、配合飼料用、乳幼児用調製粉乳等）、バター及びバターオイル、調製食用脂、その他の乳製品、豆類、でん粉、落花生、こんにゃく芋、繭・生糸	93品目
国家貿易品目 （政府又はその代行機関により輸入されるもの）	コメ、麦等（小麦、大麦）、指定乳製品等	86品目

国際的に約束した上限の範囲内となるように、関税と調整金等の水準を設定する必要がある品目

砂糖類、国家貿易品目（コメ、麦等（小麦、大麦）、指定乳製品等）の枠外輸入	99品目
--------------------------------------	------

関係国との協議結果を踏まえ、WTO協定税率等を下回る水準の税率を設定する必要がある品目

冷凍さば等水産物、牛肉、豚肉、紙巻たばこ	54品目
----------------------	------

産業政策上の要請を踏まえ、基本税率等を下回る水準の税率を設定する必要がある品目

石油化学製品製造用揮発油・灯油・軽油、バイオE T B E、バイオエタノール（バイオE T B E 製造用）、バイオポリエチレン、LiBOB	16品目
--	------

計 412品目

暫定税率設定品目数の推移

暫定税率設定品目の見直しについて

過去の分科会（平成28年10月20日）において、委員より

- 暫定税率を適用する品目について、「それぞれに納得いく理由はあったと思います。一方で、暫定税率を適用する期間が非常に長いと、暫定といいながら暫定じゃない状態」
 - 適用期間の長い品目については、「適当な時期に一度見直しの機会があってもよい」
- との指摘を受けたことも踏まえ、これまで暫定税率の設定品目を見直してきている。

年度	主な暫定税率設定品目数の増減要因	暫定税率 設定品目
29	発泡酒、蒸留酒、農林漁業用A重油に係る暫定税率廃止（－14品目）	418品目
30 (TPP11発効前)	銅、鉛及び亜鉛の地金に係る暫定税率廃止（－26品目）	392品目
30 (TPP11発効後)	TPP11発効（平成30年12月30日）に伴う加糖調製品等に係る暫定税率設定（＋19品目）	411品目
令和元	バイオポリエチレンに係る暫定税率設定（＋5品目）	416品目
2		416品目
3	ポリ塩化ビニル(PVC)製手袋に係る暫定税率設定（＋1品目）	417品目
4	たまねぎ及びノルマルパラフィンに係る暫定税率廃止（－5品目）	412品目
5		412品目
6	ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋(PVC手袋)に係る暫定税率廃止（－1品目）	411品目
7	リチウム＝ビス(オキサラート)ボラートに係る暫定税率設定（＋1品目）	412品目

衆・財金委（令和7年3月14日(金)）

【関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の設定に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業の利益を十分に配慮しつつ、国民生活の安定・向上に寄与するよう努めるとともに、過度な恩恵を相手国に与えず調和のとれた対外経済関係の強化を図ること。
- 二 関税の基本税率を引き下げるための暫定税率については、その恩恵の規模や産業等について適用実態の公開を進めた上で、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を具体的に考慮し、真に必要かつ合理的と認められるものに限り、適用期限の延長措置を講じること。
- 三 自由貿易が人類の繁栄と世界の平和をもたらすとの基本的な考えに基づき、自由で公正・公平な経済秩序の維持・強化を推進するため、我が国の関税制度を不断に見直すとともに、保護主義的な政策が広まらないよう、諸外国及び国際機関との連携を強化すること。
- 四 最近における社会のデジタル化の進展等の技術革新、厳しさを増す安全保障環境など、税関を取り巻く経済・社会情勢が急速に変化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等の不正薬物、銃器、金地金、知的財産侵害物品やテロ関連物品等の密輸を阻止するとともにロシア等に対する輸出入規制や経済安全保障へも対応し、水際において国民の安全・安心を確保しつつ、本年開催される大阪・関西万博におけるテロ対策や展示物等の的確かつ迅速な通関等を通じ安全かつ円滑な開催に寄与するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構・職場環境の充実、取締検査機器等を含む業務処理体制の整備及び安全管理の徹底等に特段の努力を払うこと。

参・財金委（令和7年3月31日(月)）

【関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の設定に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業の利益を十分に配慮しつつ、国民生活の安定・向上に寄与するよう努めるとともに、過度な恩恵を相手国に与えず調和のとれた対外経済関係の強化を図ること。
- 二 関税の基本税率を引き下げるための暫定税率については、その恩恵の規模や産業等について適用実態の公開を進めた上で、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を具体的に考慮し、真に必要かつ合理的と認められるものに限り、適用期限の延長措置を講じること。
- 三 自由貿易が人類の繁栄と世界の平和をもたらすとの基本的な考えに基づき、自由で公正・公平な経済秩序の維持・強化を推進するため、我が国の関税制度を不断に見直すとともに、保護主義的な政策が広まらないよう、諸外国及び国際機関との連携を強化すること。その際、国内の食料・産業基盤への影響にも配慮すること。
- 四 ロシア等に対する輸出入規制や経済安全保障への対応及び覚醒剤等の不正薬物や金の密輸入阻止の観点から、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。
- 五 社会のデジタル化の進展等の技術革新、厳しさを増す安全保障環境など、税関を取り巻く経済・社会情勢が急速に変化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、覚醒剤等の不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品や知的財産侵害物品等の国内持込みの阻止により国民の安全・安心を確保しつつ、本年開催される大阪・関西万博におけるテロ対策や展示物等の的確かつ迅速な通関等を通じ安全かつ円滑な開催に寄与するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実、職場環境及び取締検査機器等を含む業務処理体制の整備等に特段の努力を払うこと。

今後の方向性

延長等の検討

- 附帯決議も踏まえて、暫定税率を延長する必要があるのか、暫定税率を廃止して基本税率に移行する必要があるのか、といった観点から検討する必要。



検討すべき事項

<品目の現状について>

- 産業等についての適用実態
- 暫定税率の恩恵の規模

<品目の考慮すべき事項について>

- 国内産業保護との関係
- 消費者等の利益確保との関係
- 国際交渉との関係



第3回関税分科会に向けて

- 品目ごとに上記を明らかにしたうえで、第3回関税分科会にて改正の方向性についてお示しすることとしたい。